

環水大水発第 1510061 号  
平成 27 年 10 月 6 日

瀬戸内海環境保全特別措置法  
関係府県知事  
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行について

第 189 回国会において制定された瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）は、平成 27 年 10 月 2 日に公布され、同日から施行された。

本改正法は、瀬戸内海の現状に鑑み、瀬戸内海を豊かな海とするため、その環境の保全上有効な施策を一層推進しようとするものである。

貴職におかれては、別記事項に留意の上、改正法の実効性のある施行について格段の協力をお願いするとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

## 別 記

### 第 1 改正法制定の趣旨

瀬戸内海的环境保全については、美しさを誇る景勝地、貴重な漁業資源の宝庫としての特殊性に鑑み、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、昭和 53 年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）に改正され、総合的な対策が進められてきた。このような取組の結果、一定の水質改善等の成果が見られるものの、依然として生物の多様性及び生産性の確保等に係る課題が残っている。また、湾・灘ごと、季節ごとの課題にきめ細やかに対応する必要性も指摘されている。

そのような中、本年 2 月 27 日に、瀬戸内海の多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指すという観点で、法に基づく瀬戸内海的环境の保全に関する基本となるべき計画（以下「基本計画」という。）の変更が閣議決定されたところであるが、今後の施策がより充実したものとなることを法律上担保するため、法改正がなされたものである。

改正法においては、「瀬戸内海的环境の保全」について、水質が良好な状態で保全されるとともに、生物の多様性及び生産性が確保される等、その価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされた。加えて、瀬戸内海的环境保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海的环境の保全に関する基本理念（以下「基本理念」という。）の新設、基本計画及び瀬戸内海的环境の保全に関する府県計画（以下「府県計画」という。）の規定の改正並びに具体的施策の追加等の措置を講ずることとされた。

### 第 2 法改正の内容

#### 1. 総則に関する事項

##### （1）目的規定の改正

瀬戸内海的环境の保全に関する基本理念を定めることが明記された。また、今回の法改正において、第 3 章第 4 節（環境保全のための事業の促進等）の措置が拡充されたことから、瀬戸内海的环境の保全を図るための特別の措置の一つとして、「環境保全のための事業の促進」の文言が明記された。（法第 1 条）

##### （2）瀬戸内海の定義に関する表記の改正

瀬戸内海の範囲を定める地点のうち、山口県の「火ノ山下灯台」は現在で

は「火ノ山下潮流信号所」となっており、和歌山県の「紀伊日の御岬灯台」は正式には「紀伊日ノ御埼灯台」と表記されるなど、従前の表記が現状とそぐわないところがあったことから、関係する表記が改正された。(法第2条) この改正により、法における瀬戸内海の範囲が変わるものではない。

### (3) 基本理念の新設

以下のとおり、基本理念が新設された。

- ① 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。(法第2条の2第1項)
- ② 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。(法第2条の2第2項)
- ③ 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によってこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。(法第2条の2第3項)

## 2. 瀬戸内海の環境の保全に関する計画に関する事項

### (1) 基本計画の記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化

政府は、基本理念にのっとり基本計画を策定することとされ、当該計画に規定する事項として、従前の「水質の保全」及び「自然景観の保全」が拡充され、新たに「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」及び「水産資源の持続的な利用の確保」が明記された。(法第3条第1項)

また、政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととされた。(法第3条第2項)

## (2) 府県計画の策定時における協議会の意見聴取等

関係府県知事は、府県計画を定めるに当たり、基本理念にのっとりこととされた。また、府県計画を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるようにするため、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずることとされた。(法第4条第2項)

なお、「協議会の意見を聴くこと」及び「その他広く住民の意見を求めること」は必要な措置の例示であり、府県計画が海域の実情に応じたものとなるようにどのような措置を具体的に講じるかについては、関係府県知事の判断に委ねられている。

## (3) 国による地方公共団体に対する援助

国は、地方公共団体による基本計画及び府県計画の達成に必要な措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めることとされた。(法第4条の2第2項)

## 3. 自然海浜の保全に関する事項

関係府県が自然海浜保全地区を指定することができる区域として、砂浜、岩礁に加え、「干潟」が明記された。(法第12条の7第1号)

なお、これまでも干潟を含む区域を自然海浜保全地区として指定することは可能であったが、「豊かな海」に関わりの深いこのような区域がより積極的に指定されるよう、法律上明記されたものである。

## 4. 環境保全のための事業の促進に関する事項

### (1) 下水道及び廃棄物の処理施設の整備等に係る表記の改正

「瀬戸内海の汚染の現状」の表記が現状とそぐわないことから、「瀬戸内海の水質の現状」に改める等、関係する表記が改正された。(法第14条)

### (2) 漂流ごみ等の除去等

国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物(以下「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされた。(法第16条の2)

### **(3) 貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発等**

貧酸素水塊の発生が問題となっている現状に鑑み、政府は、赤潮に加え、貧酸素水塊についても発生機構の解明及び防除技術の開発に努め、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされた。(法第 18 条)

### **(4) 生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等**

国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるように努めることとされた。(法第 19 条の 2)

### **(5) 水産動植物の繁殖地の保護及び整備等**

国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるように努めることとされた。(法第 19 条の 3)

### **(6) 瀬戸内海の実態の調査**

環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果を法の適正な運用に活用することとされた。(法第 19 条の 4)

## **5. 検討事項**

### **(1) 栄養塩類の管理の在り方に関する検討等**

政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、改正法の施行後 5 年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。(改正法附則第 2 項)

### **(2) 法の規定に関する検討等**

政府は、改正法の施行後 5 年以内を目途として、法の施行の状況を勘案し、法第 5 条第 1 項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。(改正法附則第 3 項)